

区等を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 元中野区民

被告 中野区ほか

3 訴訟の経過

令和 8 年(2026 年) 3 月 9 日 東京地方裁判所に訴えの提起

4 月 3 0 日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が、生活保護法による保護の基準が定める生活扶助に関する基準（以下「本件基準」という。）が段階的に引き下げられたこと及び当該引下げ後の本件基準を適用し原告の保護費を減額する旨の支給決定処分がなされたことにより財産的損害等を被ったなどと主張し、被告らに対し、100万円の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨（被告中野区に係る部分）

ア 被告国及び被告中野区は、連帯して、原告に対し、金100万円及びこれに対する本訴状送達の日から完済まで年3パーセントの割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

厚生労働大臣は、平成25年以降、本件基準を段階的に引き下げたが、当該引下げは裁量権の範囲を著しく逸脱・濫用した違法な行政立法行為である。被告各自治体の福祉事務所長は、違法な本件基準を漫然と適用し、原告の保護費を機械的に減額・算定する支給決定処分を継続したが、行政機関としての注意義務を怠った過失があり同処分もまた違法である。原告は、適法な基準に基づく保護費との差額相当額の財産的損害を受け、さらに、長期間にわたり憲法上保障された生存権を脅かされ、著しい精神的苦痛を受けた。